

令和4年度 宇和島市移住者住宅改修支援事業

宇和島市では、市内にある空き家の有効活用を図り、県外から市内への移住・定住を促進するため、移住者が行う住宅の改修等に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

＜対象となる方＞※すべての要件を満たす必要があります。

- 平成28年4月1日以後の県外からの移住者で、5年以上居住する意思がある方（就学や転勤、所属企業と関連のある企業への赴任による転居等は対象外です。）
（地域おこし協力隊は離職日以後）
- 働き手世帯（世帯構成員のうち少なくとも1人が60歳未満の世帯）
もしくは子育て世帯（18歳未満の子どもがいる世帯）

＜対象となる住宅＞

- 愛媛県空き家情報バンク、宇和島市空き家バンクに登録された一戸建て住宅で
購入または賃借したもの（移住者の2親等以内の親族が所有する物件は対象外）

＜補助内容＞

区 分		補 助 率	補助限度額
住宅の改修 （※50万円以上の 改修に限る）	働き手世帯	補助対象経費の3分の2	200万円
	子育て世帯	補助対象経費の3分の2	400万円
家財道具の搬出等 （※5万円以上の 搬出に限る）	働き手世帯 子育て世帯	補助対象経費の3分の2	20万円

※詳しくは、裏面及び宇和島市ホームページをご覧ください。

（宇和島市 HP⇒<https://www.city.uwajima.ehime.jp/site/ijyu/iju-kaisyu.html>）

【事業・申請に関するお問い合わせ先】

宇和島市総務企画部 企画課 移住定住推進室

TEL:0895-24-1111(内線 2553)・0895-49-7105(係直通)

FAX:0895-20-1905 E-mail : iju@city.uwajima.lg.jp

事業の内容

1. 対象者

- 平成 28 年 4 月 1 日以後の県外からの移住者であって、市内同所に 5 年以上居住する意志を有すること
(※平成 28 年 4 月 1 日以後に県外から県内の他市町へ住民票を異動し、その後市内に異動した者も含む
※就学や転勤、所属企業と関連のある企業への赴任による転居等は対象外
※地域おこし協力隊にあっては平成 28 年 4 月 1 日以後の離職する日をもって市内への移住者とみなす)
- 次の要件のうちどちらかに該当すること
(①働き手世帯: 補助金の交付申請日において、構成員のうち少なくとも1人が 60 歳未満の世帯
②子育て世帯: 補助金の交付申請日が属する年度の 4 月 1 日において、18 歳未満の子がいる世帯)
- 本人及び同一世帯に属する者が、前住所地も含め市町村税(市町村民税及び固定資産税をいう。)を滞納していないこと
- 過去に本補助金の交付を受けたことがないこと

2. 補助対象住宅

- 移住者が居住を目的として購入・賃借した、愛媛県空き家情報バンク、宇和島市空き家バンクに登録された一戸建て住宅(移住者の2親等以内の親族が所有する物件は対象外)
- 移住者が住宅の改修等を行うことができる権限を有していること
- 過去に本補助金の対象住宅とされていないこと

3. 補助対象工事

区分	補助率	補助限度額	補助対象工事
住宅の改修 (※50万円以上の改修に限る ※外構工事等は住宅の改修と併せて行うものに限る)	働き手世帯	補助対象経費の3分の2	200万円
	子育て世帯	補助対象経費の3分の2	400万円
家財道具の搬出等 (※5万円以上の搬出等に限る)	働き手世帯 子育て世帯	補助対象経費の3分の2	20万円

4. 留意事項

- 本補助金の募集期間は、令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 2 月 28 日までです。
- 対象となる改修工事は、令和 5 年 3 月 31 日までに完了するものです。
- 市から交付決定を受ける前に行った改修工事等は補助対象外となります。



5. 申請する際に必要な書類(様式は市ホームページに掲載)

※予算がなくなり次第終了しますので、申請の前にはまずはお相談ください。

- ①宇和島市移住者住宅改修支援事業費補助金交付申請書(様式第1号)
- ②宇和島市移住者住宅改修支援事業事業計画書(様式第2号)
- ③世帯全員の住民票 ④誓約書(様式第3号) ⑤市税納税証明書(同一世帯の納税義務者を含む)
- ⑥前住所地における市町村税納税証明書(同一世帯の納税義務者を含む)
- ⑦申請者が補助対象住宅の改修等を行うことができる権限を有することを証明する書類
(売買契約書・登記事項証明書)
- ⑧補助対象経費の算出根拠の分かる書類(例:事業者からの見積書) ⑨住宅の図面 ⑩現況写真
- ⑪他の公的助成制度利用の場合は、その制度の申請書の写し
- ⑫その他市町が必要と認める書類